

## 修学支援授業料減免規程

### (目的)

第1条 この規程は、新潟看護医療専門学校ならびに新潟看護医療専門学校村上校（以下「本校」という。）に在籍する学生（留学生は除く）で、経済的理由により修学困難な者に対する授業料減免（以下「減免」という。）に関する必要事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で授業料とは、学則に定められた授業料のことをいう。

### (資格)

第3条 この規程による減免を申請できる者は本校に正規学生として在籍し、次の各号に適合する者とする。

- (1) 勉学に対する意欲がある学生で、当該年度中もしくは前年度中の世帯の経済的状況が、別表の申請理由に該当するもの。
- 2 前項の規程にかかわらず次の各号に掲げる者は本規程による減免を申請できない。
  - (1) 当該年度に学内の他の学費の減免を受けている者
  - (2) 当該年度に休学し、学費納入を全額免除されている者
  - (3) 学外の機関、団体から支給制の奨学金等を受けている者

### (期間)

第4条 減免期間は、1年間とする。

- 2 減免を次年度も継続して希望する者は、次年度に改めて申請し承認を受けなければならない。

### (減免額)

第5条 当該年度の減免総額は、原則として当該年度に設定した減免予算額範囲内とする。

- 2 減免金額は別に定める。

### (申請手続き)

第6条 当該年度の減免を希望する者は、所定の「授業料減免申請書」に、次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに学校長に提出するものとする。

- (1) 給与所得者世帯にあつては前年分の「源泉徴収票」および「住民税課税

(非課税) 証明書」

(2) 給与所得者以外の世帯にあつては前年分の「確定申告書の写し」

- 2 主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡又は火災・風水害等の災害等家計の急変により申請する者は、前項に掲げる書類に加え、学資負担者の死亡又は離職等を証明する書類を提出しなければならない。

(審査)

第7条 運営委員会は減免申請者から提出があつた「授業料減免申請書」及び証憑書類により減免の可否を審査し、職員会議もしくは教職員会議に報告し学校長に申請する。

- 2 学校長は、前項の審査結果をふまえて理事長に申請し、承認を得るものとする。

(減免決定の通知)

第8条 学校長は前条による理事長の承認を受け、減免の可否、減免金額等を申請者に通知する。

(減免の方法)

第9条 減免は、当該年度の後期分学費から減免額を差し引いた額を納入させることによって実施する。

(取消)

第10条 減免の決定を受けた者が、次の号のいずれかに該当したとき、学校長は、運営委員会の議を経て、減免の決定を取り消すものとする。

- (1) 申請書に虚偽の記載又は申告等があつたと判明したとき
- (2) 学則第38条により懲戒に処した者

(返還)

第11条 学校長は、学生が前条の規定により減免の決定を取り消されたときは、すでに減免した授業料の支払いを求めることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は運営委員会の議を経て職員会議もしくは教職員会議で報告し、理事会にて決定する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年度に在籍する学生については、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年度に在籍する学生については、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和元年6月19日から施行し、令和元年度（平成31年度）に在籍する学生については、平成31年4月1日より適用する。

## 別 表

### 【学費減免の申請理由と減免額】

申請理由	人数	減免額
給与年収(売上金額)が約250万円未満	1～3	20万円
主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡 又は火災・風水害等の災害等家計の急変世帯	1	20万円